

下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等について (詳細版)

平成21年6月3日
中小企業庁

1. 平成20年度の下請代金支払遅延等防止法の運用について

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）は、独占禁止法の特別法として、下請取引を公正なものとするとともに、下請事業者の利益を保護するため制定されたものである。中小企業庁は、同法に基づき下請取引に関する調査・検査を行う権限を有しており、当該調査・検査に基づいて、同法違反のある又はおそれのある親事業者に対して改善指導等を行っている。

(1) 下請代金法に基づく取締状況

中小企業庁では、親事業者及び下請事業者を対象とした定期的な書面調査の実施や立入検査の実施により、下請代金法の違反行為の把握に努めており、下請代金の不当な減額、支払遅延などの下請代金法上の11の禁止行為（以下「実体規定関係」という。）に該当するおそれや、発注時の書面交付義務、関係書類の保存義務（以下「手続規定関係」という。）の違反のおそれが認められた場合には、親事業者に対して、改善指導を行い、減額した下請代金の返還、遅延利息を含めた代金の支払等の原状回復措置や、再発防止策を講じさせてきたところである。

平成20年度には、親事業者27,743社（平成19年度18,241社）に下請事業者174,410社（同112,636社）を加えた計202,153社に対して書面調査を実施し、その結果から下請法違反のおそれのある8,329社の親事業者へ警告文書を発出した（表1参照）。

また、中小企業庁及び各経済産業局では、下請事業者から下請代金法に違反するおそれのある事業者についての申告の受付を随時行っており、平成20年度は57件あった。

表1 下請代金法の運用状況

事 項	年 度			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
書面調査・申告	143,935	123,386	130,877	202,153
申告	20	13	29	57
警告文書発出	4,187	4,314	6,954	8,329
立入検査等	1,598	1,038	979	1,117
改善指導措置	1,174	918	903	1,004
うち措置請求	0	1	1	4

(2) 立入検査の実施状況

違反容疑の高い1,117社に対し立入検査等を実施し、1,004社に対して書面により改善指導を行った。実体規定関係の禁止行為の違反としては、支払代金

の支払遅延、下請代金の減額が多く見られ、これらに対し改善指導を行った（表2及び別紙1参照）。そのうち親事業者270社に対し、減額した下請代金及び支払遅延に係る遅延利息の合計額約1,245百万円の支払を指導した（表3参照）。

併せて親事業者に対して、発注時の書面交付（発注内容、発注金額、納期、検収期間、知的財産権の取扱などの事項を記載）の徹底、関係書類の保存の徹底の指導を行うとともに、これらの違反行為の他11の禁止行為に違反することのないよう社内における体制整備を行うこと等についても指導した。

表2 改善指導措置の内訳

内 訳		年 度			
		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実 体 規 定 関 係	総 計	744	725	757	831
	受 領 拒 否	42	12	13	15
	支 払 遅 延	250	374	364	405
	下 請 代 金 の 減 額	275	236	272	279
	返 品	54	22	15	18
	買 いた た き	15	18	33	43
	購 入 ・ 利 用 強 制	1	1	1	0
	報 復 措 置	0	0	0	0
	有 償 材 の 早 期 相 殺	48	18	26	23
	長 期 手 形	56	35	31	39
	利 益 要 請	1	2	2	5
	や り 直 し	2	7	0	4
手 続 規 定 関 係	総 計	1,458	1,360	1,130	1,641
	書 面 不 備 ・ 未 交 付	984	828	521	999
	書 類 未 保 存	474	532	609	642

表3 下請代金の減額及び支払遅延利息の支払状況

年 度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度
返還額（百万円）	1 6 5	2 3 1	1, 2 4 5
親事業者数（社）	1 7 8	2 3 8	2 7 0

平成17年度からの特徴として、年度ごとに立入調査件数の増減はあるものの、買いたたき件数は一貫して増加しており、17年度から20年度の間15件から43件へと約3倍に増加している。

表4 実体規定関係違反件数の推移 (件)

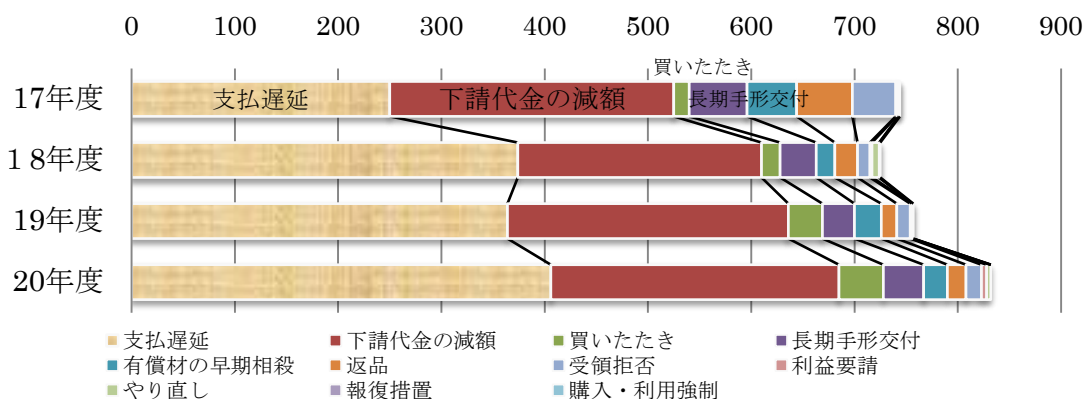
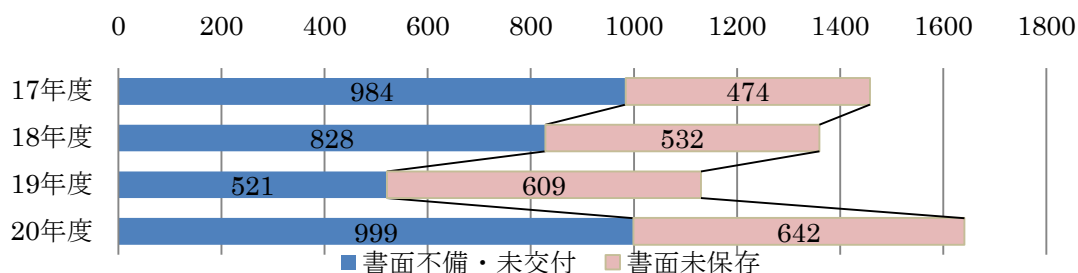
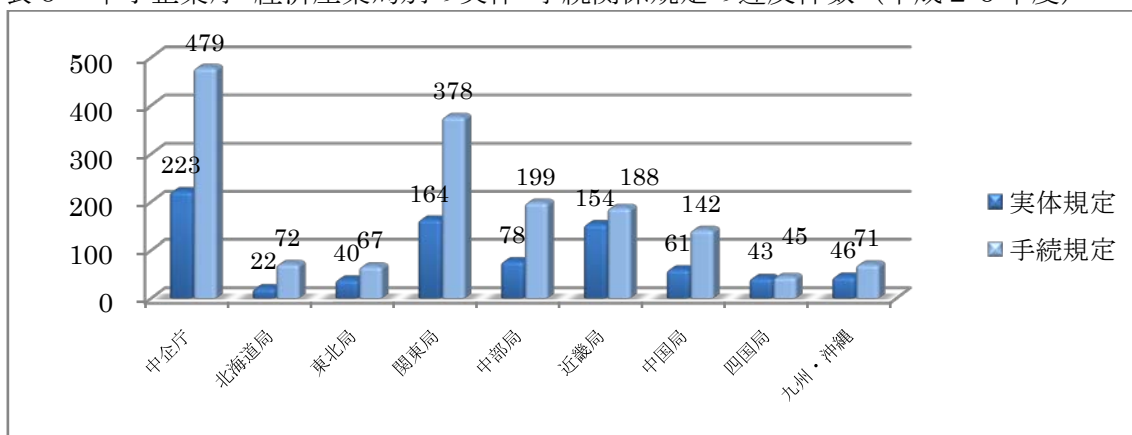


表5 手続規定関係違反件数の推移 (件)



立入検査については、中小企業庁及び全国9か所の経済産業局（沖縄経済産業部を含む）内の取引関係部署が担当しており、平成20年度に実体関係規定及び手続関係規定違反として改善指導措置を採った合計件数はそれぞれ831件及び1,641件となっており、部署別の内訳は以下のとおりである。なお、沖縄経済産業部については、九州局の数字と合算している（表6参照）。

表6 中小企業庁・経済産業局別の実体・手続関係規定の違反件数（平成20年度）



(3) 特別立入検査の実施

定期的に実施している立入検査に加え、原油等価格の上昇が事業活動に大きく影響を与えていると思われる業種に属する事業者を対象として、下請代金法に規定する「買ったたき」や「支払遅延」等の違反行為が行われていないかを確認するため、平成20年8月下旬から10月末日までの約2か月間、定期検査を実施した事業者を除く116社に対して立入検査を実施した。この結果、30社において下請代金の減額及び下請代金の支払遅延の事実が明らかとなり、当該減額分の代金の返還と、下請代金の支払遅延に係る遅延利息の支払を指導した。

(4) 特別事情聴取の実施

「累犯事業者」、「未報告事業者」、「改善報告書の提出が遅延している事業者」、「特別に事情聴取が必要と認められる事業者」の計32社に対して、各企業の代表取締役等の下請取引上の責任者を招致し、下請事業者への発注に係る社内体制、違反行為が繰り返される理由、今後の改善方針等についての事情聴取を行い、改善に努めるよう指導した。

(5) 公正取引委員会に対する措置請求

親事業者に対する立入検査によって明らかとなった違反行為の中で、特に下請事業者に対する影響が重大である案件については、下請代金法第6条に基づき中小企業庁から公正取引委員会に対して措置請求を行うこととしており、平成20年度において以下の4件の請求を行った（表7参照）。

表7 公正取引委員会に対する措置請求案件

件名	概要	違反法条	措置請求日
A（株）に対する件	バス車体に使用する部品の製造委託に関し、「一括値引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (6名に対し、総額1358万7634円を減額)	第4条第1項第3号（減額の禁止）	H20.11.26
B（株）に対する件	革製履物の製造委託及び修理委託に関し、「物流及び情報システム使用料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (68名に対し、総額2768万1545円を減額)	第4条第1項第3号（減額の禁止）	H21.1.11
(株)Cに対する件	塗料等の製造委託に関し、「割引料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (53名に対し、総額4138万7392円を減額)	第4条第1項第3号（減額の禁止）	H21.3.9
(株)Dに対する件	エアゾール製品の製造委託に関し、「販売奨励金」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は販売数量に一定額を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (5社に対し、総額7626万558円を減額)	第4条第1項第3号（減額の禁止）	H21.3.31

2. 「下請かけこみ寺」事業の実施

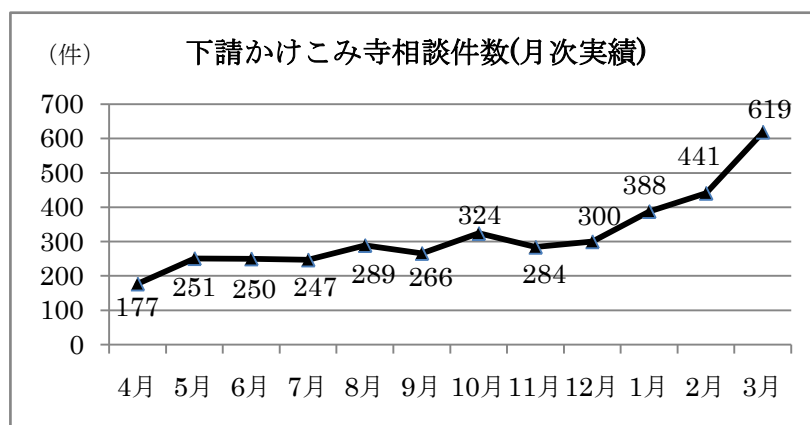
取引に関する中小企業の様々な悩み等に対応するため、平成20年4月に、全国中小企業取引振興協会と全国47都道府県下請企業振興協会に「下請かけこみ寺」を開設し、下請取引の適正化に向けた活動を実施してきた。

開設と同時に全国の中小企業から多くの相談が寄せられており、法令違反が疑われる場合は、速やかに国に事案を取り次ぐなど、迅速な対応がなされている。

(1) 相談対応

取引に関する様々な相談に対して親身な相談を行っており、平成20年度の相談実績は3,836件(例年は年間200-300件)となっており、その内容は「下請代金法」に関連する相談件数が894件、「建設業法」関連が914件、「貨物自動車運送事業法」関連が214件となっている。

相談件数は、昨年秋口の景気の急速な悪化等を反映し、年明け以降急激に増加している。



(2) 弁護士無料相談(平成20年度補正予算事業)

景気の急激な悪化を踏まえ、全国164名の弁護士と契約を結び、相談者の所在地に最も近い場所で、弁護士無料相談を実施した。当事業は補正予算に基づき、平成20年11月17日からスタートし、平成20年度の相談実績は394件となっており、その6割は「代金回収」に関する相談であり、その他「取引停止」、「契約」に関する相談が多い。

【相談事例】

工事現場の警備を請け負ったが代金を払ってくれない。契約を交さなかったため、請求先が元請けなのか、現場の下請事業者なのか、判然としない(建設工事業/京都府)。
→ 当時の資料等が相談者の手元に見つからなかった。相談者の資金繰りが悪化していたため、緊急措置として弁護士名で代金未払である旨の通知文を元請けに発出した。

(3) ADRの実施

全国の弁護士約180名を「下請かけこみ寺」に登録し、本部が主導して各地でADR（裁判外紛争解決手続）を実施し、平成20年度は19件の案件に対応した。

【和解事例】

A社は、衣類の縫製をB社（中小企業）から請負ったが、納期が短かったことから、若干納品が遅れることを予め先方に伝え、その了解を得ていた。ところが、製品納品時に、B社の代理人（弁護士）から「納期遅れと形違いにより販売時期を逸した」という契約解除の通知が届いた。

→ 約2ヶ月間の調停を経て、物品の引き取りと、約100万円の縫製代金の支払に係る和解調書が作成された。

3. 下請適正取引の推進について

(1) 講習会等の開催について（表8参照）

① 下請代金講習会

下請代金法の違反を未然に防止することを目的として、主に親事業者の実務担当者を受講対象として実施しており、企業の裾野部分からの法令遵守意識の形成を目的としている。

② 下請取引適正化特別推進月間（6月）

平成20年4月に、政府が取りまとめた「成長力強化への早期実施策」の具体的施策において、中小企業の体質強化を図るため、下請適正取引等の推進を徹底することとされ、その一環として同年6月を「下請取引適正化特別推進月間」として、公正取引委員会と連携しつつ、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するための講習会を開催する等の事業を実施した。

③ 下請取引適正化推進月間（11月）

政府は、従来から下請代金法の厳正な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、下請取引適正化に努めてきており、その一環として、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として公正取引委員会と連携しつつ、普及・啓発事業を集中的に実施している。

平成20年8月に、「安心実現のための緊急総合対策」が取りまとめられ、下請取引の適正化の推進が必要不可欠なものであると位置づけられた。これを踏まえ、「下請法 知らなかったじゃ さまされない 守って築く 会社の信用」をキャンペーン標語として制定し、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するための講習会を開催する他、親事業者団体等に対する説明会を開催する等の事業を実施した。

④ 経営者等トップマネジメントに対する下請代金法講習会（以下「トップセミナー」） （平成20年度補正予算事業）

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、企業の経営層に対する直接的な下請代金法の周知活動が、企業ぐるみの取組を促し、「下請取引の適正化」の実効性をより高める観点から、緊急開催することとした。

表8 講習会別の受講者数等

講習会事業名	開催回数	受講者数
① 下請代金講習会	92回	9,887名
② 下請取引適正化推進期間（6月） 親事業者の下請取引担当者等向け講習会 （公正取引委員会との連携による講習会）	10回	1,983名
③ 下請取引適正化推進期間（11月）	34回	5,121名
親事業者の下請取引担当者等向け講習会	31回	4,927名
親事業団体等に対する説明会	3回	194名 (178団体)
④ トップセミナー	97回	3,438名
合計	267回	25,550名

(2) 下請取引の適正化に係る通達の発出

下請代金法、下請中小企業振興法（振興基準）の周知徹底及び同法の遵守を目的として、経済産業大臣名（下請代金法は公正取引委員会委員長連名、下請中小企業振興法は主務大臣連名）で、業界団体等に対し通達文書を発出した。

また、「買ったたきの具体的内容を明示した通達」を関係事業者団体あてに発出した。

① 平成20年8月29日（買ったたき通達）

原油価格高騰により中小企業の収益が圧迫されていることを踏まえ、買ったたきの具体的内容を明示した通達文書を、事業者団体等612の親事業者及び下請事業者団体あてに、経済産業大臣名で発出した。

② 平成20年11月27日（年末通達）

下請取引の適正化について（下請代金法関連）、親事業者代表取締役（19,873社）及び関係事業者団体代表者（663団体）あてに、経済産業大臣、公正取引委員会委員長連名で発出し、また、下請事業者への配慮等について（下請中小企業振興法関連）、関係事業者団体代表者（764団体）あてに、経済産業大臣、主務大臣連名で発出した。

③ 平成21年3月24日（年度末通達）

下請取引の適正化について（下請代金法関連）、関係事業者団体代表者（658団体）あてに、経済産業大臣、公正取引委員会委員長連名で発出し、また、下請事業者への配慮等について（下請中小企業振興法関連）、関係事業者団体代表者（759団体）あてに、経済産業大臣、主務大臣連名で発出した。

(3) 下請適正取引等の推進のためのガイドライン（以下「下請ガイドライン」という。）の策定、普及啓発による下請適正取引の推進

① 下請ガイドラインの策定状況

下請代金法による取締にとどまらず、親事業者及び下請事業者の間の適切な取引を一層推進していくことが重要であるとの認識の下、平成19年6月に素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建設、トラック輸送及び建材・住宅設備の10業種について下請ガイドラインを策定した。

平成20年度は、既に策定している下請ガイドラインのうち4業種について改訂

を行うとともに、新たに放送コンテンツの下請ガイドラインを策定した。

② 下請ガイドラインの普及啓発

全国各地において、「下請かけこみ寺」と全国中小企業団体中央会等が連携して、下請ガイドラインの説明会を開催した。平成20年度は普及説明会を469回開催し、9,110名の受講者があった。

表9 業種別の説明会開催数

素形材	自動車	産業機械 航空機	繊維	情報通信 機器	情報サービス・ ソフトウェア
71	32	45	37	6	19
広告	建設業	トラック運 送業	建材・住宅 設備	下請ガイドライン 全体	合計
15	119	45	32	48	469

(4) 下請取引適正化推進会議の開催

原油・原材料高や金融経済情勢の悪化に伴い、景気後退が深刻化し、下請事業者に大きな影響が出ていることを受け、産業界、中小企業団体及び学識経験者から成る「下請取引適正化推進会議」（「下請適正取引等の推進のためのガイドライン策定検討会」（平成19年6月設置）を改組）を平成20年12月24日に開催し、下請事業者に過度な負担となっている取引慣行及び手形支払の問題点を洗い出し、今後の対応について検討を行った。

また、平成21年3月17日の当会議では、取引慣行及び手形支払の2つのワーキンググループからの報告を受け、以下の提言を行うとともに、既存の下請ガイドラインのフォローアップと新たに紙、繊維（縫製）、鉄鋼、化学、アニメ及び印刷産業の6業種の下請ガイドラインの作成を検討していくこととした。

<取引慣行について>

中小企業にとって過度な負担となっていると考えられる取引慣行については、4つの政策的出口ごとに、解決に向けた取組みを行っていくことが重要である。

① 下請代金法について

違反事例や分かりやすい解説等を運用基準等に追加することが事業者の予見可能性を高め、法運用の円滑化にも資することから、運用基準等の所要の見直しを行う。また、新たな運用基準等に基づき、下請代金法検査を厳格化し、違反行為に対して改善指導や返金の指導をするなど、下請代金法の一層厳格な運用を行う。

② ADR等について

「下請かけこみ寺」が実施するADRや弁護士相談事業の実効性を高め、一層の利用促進を図るため、「下請かけこみ寺」の相談機能の強化や広報活動を徹底する。

③ 下請ガイドラインについて

下請ガイドラインの活用を促進するため、普及・啓発を徹底するとともに、機動的な見直しを行う。また、未だ下請ガイドラインのない業界に対して、策定を働きかけていく。

④ その他

下請代金法の規制外の行為や海外取引等に関しては、実態の把握や規制のあり方等について検討していく。

<手形による支払について>

手形による支払は、取引全般にわたって広範に利用されているが、下請事業者にとっては、割引コスト負担や親企業の倒産リスク負担等を負わせられるもので現金化が確実でないという問題があり、また、法律論としても、手形の交付だけでは元の債務が消滅したことにはならないという問題がある。

- ① 手形による支払が抱える上記問題点にかんがみ、下請代金法上、給付の受領後60日以内に下請事業者が現金を確実に得られる（現金で支払う、又は、60日以内に決済期限が到来する手形を交付する）よう、厳格な運用を徹底すべきであるとの考え方、
- ② 手形が下請取引以外にも広範に利用されていることにかんがみ、そうした支払慣行の変更は下請取引のみならず経済取引全般に大きな影響を与えるおそれがあり、とりわけ、現下の厳しい経済情勢の下では、現行の運用を変更することには慎重たるべきであるとの考え方、
- ③ 上記のような下請代金法の厳格な運用の徹底は、下請取引について考えれば望ましいとの立場に立ちつつ、他方で、それによって経済取引全般に大きな影響を与えるおそれがあることも踏まえ、少なくとも、下請取引における手形による支払のあり方について見直し、下請企業の不利益を是正するための運用改善を早急に図るべきであるとする考え方、があると考えられる。

以上を3つの考え方に基づき、今後、手形による支払のあり方について幅広く議論し、適切な対応策を検討すべきである。

平成 20 年度における主な指導事例

1 受領拒否（第 4 条第 1 項第 1 号）

業 種	概 要
精密機械器具製造業	機械部品の製造を行っている A 社は、発注元の都合による発注の取消を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、予定納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

業 種	概 要
出版・印刷業	B 社は、広告パンフレットの制作を委託しているが、下請代金の支払日を広告掲示日を基準にしていたことから、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
電気機械器具製造業	オーディオ製品等の製造を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者との取引において「毎月末日締、翌月 20 日手形払」の支払制度となっているが、実際には手形を振り出さずに 120 日後に現金振込を行っていた。

3 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

業 種	概 要
化学薬品業	塗料等の製造を下請事業者に委託している D 社は、下請代金の支払を手形払から現金払に変更した後に、「割引料」と称して下請事業者を支払うべき下請代金から一定率を差し引いて支払っていた。
道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託している E 社は、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、下請代金の支払時に、同社が実際に要した振込手数料を超える額を下請代金から差し引いて支払っていた。

4 返品（第 4 条第 1 項第 4 号）

業 種	概 要
小売業	自社ブランドの食器の製造を下請事業者に委託している F 社は、自社が手配した運搬事業者を介して、下請事業者から直接自社の直販店に商品を配送しているが、直販店で受入検査を行ったところ、一部の商品に破損が見つかり、運送途中に毀損したものであるにもかかわらず下請事業者に返品していた。

5 買ったたき（第 4 条第 1 項第 5 号）

業 種	概 要
一般機械器具製造業	各種情報機器の製造を下請事業者に委託している G 社は、仮単価による注文書を交付し、下請事業者から給付を受領した後に、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に下請代金の額を自社の希望価格まで引き下げて定めていた。

6 有償支給材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

業 種	概 要
電気機械器具製造業	暖房機器の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者の有償で原材料を支給しているが、同社が月末に支給した原材料について、実際に使用されるのが翌月以降であるにもかかわらず、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早期に、下請代金から当該原材料の対価を控除して支払っていた。

7 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業 種	概 要
一般機械器具製造業	工作機械の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、手形期間が120日を超える（125日）手形を交付していた。

下請代金法の概要

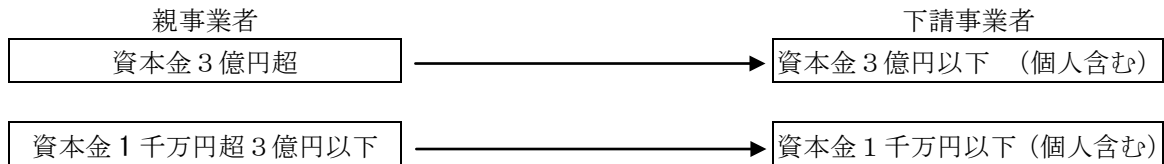
本法の概要

下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」という。)は、独占禁止法上の禁止行為である不公正な取引方法の一つ優越的地位の濫用について、簡易・迅速に処理することを目的として制定された特別法として、昭和31年に制定された。

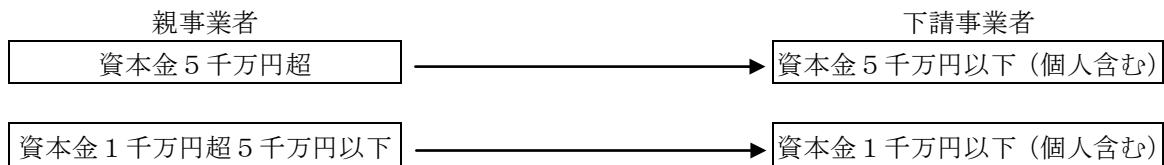
(1) 目的(第1条) 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

(2) 親事業者、下請事業者の定義(第2条第1項～第8項)

① 物品の製造・修理委託、プログラム、運送、物品の倉庫における保管等



② 情報成果物作成・役務提供委託(①を除く。)



(3) 親事業者の義務(第2条の2、第3条、第4条の2、第5条)及び禁止行為(第4条第1項、第2項)並びに調査権(第9条)及び排除措置(第7条)

① 義務

- ア 注文書の交付義務(第3条)
- イ 書類作成・保存義務(第5条)
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)
(給付を受領した日から60日の期間内)
- エ 遅延利息支払義務(第4条の2)

② 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止(第4条第1項第1号)
- イ 下請代金の支払遅延の禁止(第4条第1項第2号)
- ウ 下請代金の減額の禁止(第4条第1項第3号)
- エ 返品禁止(第4条第1項第4号)
- オ 買ったたきの禁止(第4条第1項第5号)
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
(第4条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止(第4条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
(第4条第2項第1号)
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止(第4条第2項第2号)
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(第4条第2項第3号)
- サ 不当なやり直し等の禁止(第4条第2項第4号)

